

事 務 連 絡
令 和 4 年 4 月 21 日

国土交通省担当課室 各位

厚生労働省医薬・生活衛生局
検 疫 所 業 務 課

日本への入国者に対する水際措置に係る協力依頼について

今般、日本への入国者に対して、政府として別添1のとおり水際措置を実施することとしました。

つきましては、別添1について、所管団体等への協力を依頼していただくようお願い申し上げます。